

令和 2 年 9 月 30 日 農林水産省告示第 1845 号
改正 令和 6 年 4 月 4 日 農林水産省告示第 721 号

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和 2 年法律第 56 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、防災重点農業用ため池に係る防災工事等基本指針を次のように定めたので、同条第 4 項の規定に基づき公表し、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

農林水産大臣

防災重点農業用ため池に係る防災工事等基本指針

本指針は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和 2 年法律第 56 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図るための基本的な指針として、防災工事等の推進に関する基本的な事項、防災重点農業用ため池の指定について指針となるべき事項、防災工事等推進計画の策定について指針となるべき事項その他防災工事等の推進に関し必要な事項を定めるものである。

第 1 防災工事等の推進に関する基本的な事項

農業用ため池は、全国に約 15 万か所存在し、農業用水の確保はもとより、生物の多様性の確保を始めとする自然環境の保全、良好な景観の確保、文化の伝承等の多面的な機能を発揮し、地域資源としても重要なものとなっている。

他方、農業用ため池については、江戸時代以前に築造され、貯水施設の構造に関する近代的な技術基準に基づかずに設置されたものが多いこと、劣化が進行しているものが多いこと、集落、水利組合等によって管理されているが、農業者の減少又は高齢化により管理組織が弱体化する傾向にあること等の課題を抱えている。

このような状況の中、農業用ため池については、その決壊により浸水が想定される区域（以下「浸水区域」という。）に住宅等（住宅又は学校、病院その他の公共の用に供する施設をいい、当該浸水によりその居住者又は利用者の避難が困難となるおそれがないものを除く。以下同じ。）が存するものが多いことから、大規模な地震又は豪雨により決壊した場合、国民の生命及び財産に甚大な被害を及ぼすおそれがある。

このため、国、地方公共団体、農業用ため池の所有者（管理者を含む。以下「所有者等」という。）、土地改良事業団体連合会等の関係者は、防災重点農業用ため池（法第 2 条第 2 項に規定する防災重点農業用ため池をいう。以下同じ。）の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護するため、連携して防災工事等（法第 2 条第 6 項に規定する防災工事等をいう。以下同じ。）の推進に努める必要がある。

よって、都道府県知事は、法第4条第1項の規定に基づき防災重点農業用ため池を指定したときは、浸水区域に存する住宅等の状況及び決壊した場合の影響度を踏まえ、法第5条第1項に規定する防災工事等推進計画（以下「推進計画」という。）を定め、都道府県、市町村等の関係者は、多数の防災重点農業用ため池について、推進計画に基づき、劣化状況評価（法第2条第4項に規定する劣化状況評価をいう。以下同じ。）及び地震・豪雨耐性評価（法第2条第5項に規定する地震・豪雨耐性評価をいう。以下同じ。）並びに防災工事（法第2条第3項に規定する防災工事をいう。以下同じ。）を連携して効率的に実施することが重要である。

また、国は、法第7条の規定に基づき、推進計画に基づく事業及び法第6条第1項の都道府県が行う技術的な指導、助言その他の援助の実施に要する費用について、必要な財政上の措置を講ずるとともに、法第8条の規定に基づき、地方公共団体が推進計画に基づいて実施する事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

さらに、集中的かつ計画的に防災工事等を実施するに当たっては、上述の農業用ため池の有する多面的な機能に配慮するものとする。

第2 防災重点農業用ため池の指定について指針となるべき事項

1 防災重点農業用ため池の指定の対象

防災重点農業用ため池の指定要件は、法第4条第1項の規定に基づき、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法施行令（令和2年政令第277号）で定めている。この指定要件は、農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定に基づき指定される特定農業用ため池の指定要件と同じであるが、同法では、国が所有する農業用ため池は国有財産法（昭和23年法律第73号）に基づき、地方公共団体が所有する農業用ため池は地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、それぞれ管理されることを踏まえ、国又は地方公共団体が所有する農業用ため池は、特定農業用ため池の指定対象から除かれている。

一方、法第4条第1項の規定に基づき指定する防災重点農業用ため池については、都道府県知事が定める推進計画に基づき、都道府県、市町村等が防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図るべきものであることから、都道府県知事は、国が国有財産法第3条第2項に規定する行政財産として所有し、自ら防災工事等を実施するもの又は独立行政法人水資源機構が所有するものを除き、防災重点農業用ため池の指定要件に該当するものを指定するものとする。

2 防災重点農業用ため池の指定の解除

浸水区域に住宅等が存しなくなった場合、廃止工事（農業用ため池を廃止するために施行する工事をいう。以下同じ。）を実施した場合等、防災重点農業用ため池の指定要件に該当しなくなった農業用ため池については、法第4条第3項の規定に基

づき、防災重点農業用ため池の指定の解除を行うことが適当である。

第3 防災工事等推進計画の策定について指針となるべき事項

1 劣化状況評価の実施に関する基本的な事項

(1) 劣化状況評価の実施対象

防災重点農業用ため池の堤体、洪水吐き、樋管等において一定程度以上の漏水・変形等といった劣化が生じ、施設の安全性が損なわれている場合にあっては、適時適切に防災工事を実施する必要がある。

このため、劣化状況評価は、廃止工事を実施するものを除き、全ての防災重点農業用ため池を対象として実施し、その優先度は、防災重点農業用ため池の貯水量並びに浸水区域に存する住宅等の数及び公共の用に供する施設の重要度を踏まえたものとするのが適当である。特に、2(1)に規定する地震・豪雨耐性評価の実施要件に該当するものについては、当該評価と一体的かつ優先的に実施するものとする。

(2) 劣化状況評価の実施に当たっての留意事項

劣化状況評価は、事業主体による防災工事の必要性についての判断に資するため、専門技術者が防災重点農業用ため池の堤体、洪水吐き、樋管等における漏水・変形等について現地で計測等を行い、その結果に基づき、劣化による農業用ため池の決壊の危険性を評価するものである。

当該評価の実施及び劣化による農業用ため池の決壊を防止するための防災工事（以下「劣化対策に係る防災工事」という。）の必要性の判断に当たっては、必要に応じ、学識経験者の意見を聴取することが適当である。

また、劣化状況評価の結果、劣化対策に係る防災工事は不要であるが経過観察が必要であると判断された防災重点農業用ため池については、劣化の進行に伴う決壊が生じないように、必要に応じ、定期的に堤体、洪水吐き、樋管等の漏水・変形等の劣化状況を適切に観察するものとする。

なお、劣化対策に係る防災工事が必要であると判断された防災重点農業用ため池については、2に規定する地震・豪雨耐性評価を併せて実施し、必要な防災工事を一体的に実施することが適当である。

ただし、堤体の劣化対策に係る防災工事が不要であると判断された防災重点農業用ため池であって、豪雨による農業用ため池の決壊の危険性を評価した結果、洪水吐きの洪水流下能力の増加等の豪雨による農業用ため池の決壊を防止するための防災工事（以下「豪雨対策に係る防災工事」という。）が必要であると判断されたものについては、事業主体が地域の実情を踏まえて必要と判断した場合、豪雨対策に係る防災工事等を押さえ盛土等の地震による農業用ため池の決壊を防止

するための防災工事（以下「地震対策に係る防災工事」という。）に先行して実施してもよい。この場合、地震対策に係る防災工事は、豪雨対策に係る防災工事等が完了した後、できるだけ速やかに実施することが適当である。

2 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき防災重点農業用ため池の基準その他地震・豪雨耐性評価の実施に関する基本的な事項

(1) 地震・豪雨耐性評価の実施要件

農業用ため池の多くは、貯水施設の構造に関する近代的な技術基準に基づき設置されておらず、地震又は豪雨による決壊の危険性があることから、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度を踏まえ、地震・豪雨耐性評価を実施し、必要な防災工事を集中的かつ計画的に実施する必要がある。

地震・豪雨耐性評価は、廃止工事を実施するものを除き、次に掲げる要件のいずれかに該当するものを優先して実施することとし、防災重点農業用ため池の貯水量並びに浸水区域に存する住宅等の数及び公共の用に供する施設の重要度を踏まえた優先度とすることが適当である。

- ① 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 4 第 1 項に規定する指定緊急避難場所若しくは同法第 49 条の 7 第 1 項に規定する指定避難所又は病院、警察署、消防署等の防災活動の拠点となる施設であって、防災重点農業用ため池が決壊により、その機能に支障が生じるおそれがあるものが浸水区域に存すること。
- ② 緊急輸送を確保するため必要な道路であって、防災重点農業用ため池が決壊により、その機能に支障が生じるおそれがあるものが浸水区域に存すること。
- ③ 当該防災重点農業用ため池が決壊した場合、その周辺の区域に存する住宅等の居住者及び利用者に甚大な被害を及ぼすおそれがあるものとして、都道府県知事が特に必要と認めるものであること。

(2) 地震・豪雨耐性評価の実施に当たっての留意事項

地震・豪雨耐性評価は、事業主体による防災工事の必要性についての判断に資するため、専門技術者が、必要に応じて防災重点農業用ため池及びその周辺の地質状況等を調査するとともに、農業用ため池の堤体のすべり破壊及び浸透破壊に対する安定性、設計洪水量を安全に流下させるために必要な洪水吐き能力、堤防高等の施設構造等について、構造計算等により地震又は豪雨による農業用ため池の決壊の危険性を評価するものである。

当該評価の実施及び地震対策に係る防災工事の必要性の判断に当たっては、防災重点農業用ため池の重要度に応じて耐震性能を照査するとともに、必要に応じ、学識経験者の意見を聴取することが適当である。

なお、地震対策に係る防災工事又は豪雨対策に係る防災工事が必要であると判断された防災重点農業用ため池については、1 に規定する劣化状況評価を併せて実施し、必要な防災工事を一体的に実施することが適当である。

ただし、併せて実施した劣化状況評価の結果、堤体の劣化対策に係る防災工事が不要であると判断された防災重点農業用ため池については、事業主体が地域の実情を踏まえて必要と判断した場合、豪雨対策に係る防災工事等を地震対策に係る防災工事に先行して実施してもよい。この場合、地震対策に係る防災工事は、豪雨対策に係る防災工事等が完了した後、できるだけ速やかに実施することが適当である。

3 防災工事の実施に関する基本的な事項

(1) 防災工事の優先度

劣化状況評価又は地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事が必要であると判断された防災重点農業用ため池については、優先度を明らかにした上で、法の有効期限内に必要な防災工事を実施することを目標とする。

防災工事の優先度は、防災重点農業用ため池の貯水量並びに浸水区域に存する住宅等の数及び公共の用に供する施設の重要度又は劣化の程度を踏まえたものとする。

(2) 廃止工事

利用の実態を把握した上で、現に農業用水の貯水池として利用されておらず、又は利用される見込みがない防災重点農業用ため池については、その決壊による水害その他の災害を防止するため、廃止工事により貯留機能を喪失させることが適当である。

廃止工事を検討するに当たっては、関係者との調整を適切に行い、必要に応じて統廃合や代替水源の確保を行うとともに、農業用ため池の有する洪水を一時貯留する機能、絶滅危惧種などへの影響の低減を含む環境との調和等に配慮することが重要である。

また、廃止工事については、農業用ため池の堤体の撤去、流水を安全に流下させるための護岸、下流河川への取付水路等の整備等を行うことを基本とし、貯水池の埋立てによる場合にあっては跡地の利用や埋立ての実施に要する費用の妥当性について、他用途への転用を行う場合にあっては転用後の施設の所有権や管理権の所在について十分に検討するものとする。

(3) 防災工事の実施に当たって配慮すべき事項

① 防災工事に関する関係者間の調整

防災工事に係る事業主体は、その実施内容が明らかとなった段階で、時間的余裕をもって所有者等（防災重点農業用ため池が農業用水以外の貯留施設としての機能を併せ有する場合はその利用者を、防災重点農業用ため池が文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づき文化財に指定・選定されている等の場合はその関係部局を含む。）と調整し、必要な手続を行うものとする。

② 環境との調和に配慮した防災工事の実施

農業用ため池は、第1で述べたとおり、農業用水の確保はもとより、多面的な機能を有し、地域資源として重要なものとなっているものも多い。このため、防災工事を実施するに当たっては、関係部局と調整し、あらかじめ防災重点農業用ため池に生息・生育する絶滅危惧種などの状況等を把握するとともに、必要に応じて、これらの生物への影響の低減、防災工事に伴う外来種の逸出の防止を行う等の環境との調和に配慮するものとする。

(4) その他

防災重点農業用ため池の防災工事を集中的かつ計画的に推進するためには、都道府県、市町村及び農業用ため池の所有者等が相互に協力することが重要である。

4 防災工事等の実施に当たっての都道府県及び市町村の役割分担及び連携に関する基本的な事項

防災工事等を円滑に実施するためには、防災重点農業用ため池の貯水量、受益面積、これまでの調査又は工事に係る実績等を踏まえた防災工事等の種別ごとの実施主体に係る基本的な考え方、防災工事等を進めるに当たっての関係者間の調整の方法、法第6条第1項の規定に基づき都道府県が行う技術的な指導、助言その他の援助の内容等について、都道府県及び市町村の間においてあらかじめ調整し、推進計画にその役割分担を位置付けることが重要である。

推進計画を定めるに当たっては、法第5条第3項の規定に基づき、都道府県知事が、あらかじめ、関係市町村長と協議することとされており、都道府県及び市町村は、防災工事等の内容等に係る情報共有、役割分担に基づく関係者間の調整又は推進計画の変更を含めた各種手続を連携して進めることが重要である。

また、関係者が円滑に情報共有を行い、非常時の連絡体制及び役割分担を調整するため、都道府県、市町村、土地改良事業団体連合会等の関係者が参画した協議会等を地域の実情に応じて設置する必要がある。

さらに、防災重点農業用ため池に係る防災工事等を的確かつ円滑に実施するため、知見を有する土地改良事業団体連合会の技術力を有効に活用している事例（いわゆる「ため池サポートセンター」等）もあることから、多数の防災重点農業用ため池を有する都道府県においては、ため池サポートセンター等を設立し、効率的に防災工事等を推進していくことが望ましい。

第4 その他防災工事等の推進に関し必要な事項

1 専門技術者の育成・確保

都道府県、市町村、土地改良事業団体連合会等は、防災工事等が適切に実施できるよう専門技術者の確保・育成を図ることが重要であることから、国は、推進計画に基づく事業及び法第6条第1項の都道府県が行う技術的な指導、助言その他の援助の実施に要する費用について、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 応急的な防災工事又は地震・豪雨時の応急措置の実施

劣化状況評価又は地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事が必要であると判断された防災重点農業用ため池については、可能な限り速やかに防災工事を実施し、所要の安全性を確保するよう努めるものとする。また、当該防災工事が完了するまでの当面の間は、所要の応急的な防災工事の実施及び管理・監視体制の強化を図ることが重要である。

また、地震又は豪雨により、防災重点農業用ため池の決壊のおそれが生じた場合には、その決壊を防止するための貯水位の低下、損傷箇所の保護、浸水区域の住民の避難等の応急措置を的確に行う必要がある。

3 ICT等の先進技術の導入等による管理・監視体制の強化

農業者の減少又は高齢化により防災重点農業用ため池の管理組織が弱体化する傾向にある。このため、農業用ため池の水位を離れた場所から観測できるシステム等の先進技術の導入を図る等合理化・省力化を進め、国民の生命及び財産を保護することができるよう、防災重点農業用ため池の管理・監視体制を強化するものとする。

4 推進計画の変更

法附則第3項は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進の在り方について、法の施行後5年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしている。

推進計画においても、防災工事等の実施状況を踏まえ、防災工事等の実施に係る目標等を必要に応じて変更するものとする。

令和 2 年 10 月 1 日 付 2 農振第 1843 号
改正 令和 6 年 4 月 4 日 付 5 農振第 2992 号

各地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長
北海道知事

殿

農林水産省農村振興局長

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法第 5 条に規定する防災工事等推進計画の策定等について

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和 2 年法律第 56 号。以下「法」という。）が令和 2 年 6 月 19 日に公布され、同年 10 月 1 日から施行された。

併せて、法第 4 条第 1 項の規定に基づき防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法施行令（令和 2 年政令第 277 号。以下「令」という。）が制定されるとともに、法第 3 条第 1 項の規定に基づき防災重点農業用ため池に係る防災工事等基本指針（令和 2 年農林水産省告示第 1845 号。以下「基本指針」という。）が告示されている。

法第 5 条の規定に基づく防災工事等推進計画（以下「推進計画」という。）の策定等に当たっては、基本指針によるほか、下記事項に御留意の上、法に基づく制度の適正かつ円滑な運用につき特段の御配慮をお願いする。

また、法第 7 条に基づく財政上の措置及び第 8 条に基づく地方債の配慮については、推進計画に記載された防災重点農業用ため池のみを対象とすることについて、併せて周知されたい。

限られた法の有効期間（法附則第 2 項に規定する令和 13 年 3 月 31 日までをいう。以下同じ。）の中で防災工事等を集中的かつ計画的に推進するためには、都道府県及び市町村の役割分担を明確にすることが重要であることから、推進計画の策定に当たっては、都道府県は市町村と十分に協議・調整されたい。

記

第 1 防災工事等の推進に関する基本的な方針（法第 5 条第 2 項第 1 号関係）

1 都道府県における農業用ため池の概要

都道府県は、農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成 31 年法律第 17 号。以下「ため池管理保全法」という。）第 4 条第 3 項に規定するデータベースに記録された事項等を参照し、当該都道府県内に存する農業用ため池の概要（地勢、社会条件、農業状況、農業用ため池の箇所数、防災工事等に関する基本的な考え方、農業用ため池の所有者・管理者別の箇所数及び割合等を記載する。）を推進計画に記載する（記載例 1 (1) 参照）。

2 都道府県における防災工事等の実施状況等

都道府県は、次に掲げる事項について、推進計画を策定する年度の末時点までの防災工事等の実施状況別の箇所数をそれぞれ推進計画に記載する（記載例 1 (2) 参照）。

なお、推進計画を変更する場合は、変更時点の箇所数を記載する。

(1) 防災重点農業用ため池の箇所数

法第4条第1項の規定に基づき指定した防災重点農業用ため池（法第2条第2項に規定する防災重点農業用ため池をいう。以下同じ。）の箇所数を記載する。

ただし、浸水区域（防災重点農業用ため池の指定に当たって、農業用ため池の決壊により浸水が想定される区域をいう。以下同じ。）に住宅等（住宅又は学校、病院その他の公共の用に供する施設をいい、農業用ため池の決壊に伴う浸水によりその居住者又は利用者の避難が困難となるおそれがないものを除く。以下同じ。）が存しなくなった場合、廃止工事（農業用ため池を廃止するために施行する工事をいう。以下同じ。）を実施した場合等、令に規定する防災重点農業用ため池の指定要件に該当しなくなった農業用ため池については、法第4条第3項の規定に基づき防災重点農業用ため池の指定の解除を行い、必要な数を減じた箇所数を記載する。併せて、ため池管理保全法第4条第2項に基づく廃止の届出を行う。

(2) 指定した防災重点農業用ため池に係る防災工事等の実施状況別の箇所数

次に掲げる事項について、それぞれ防災重点農業用ため池の箇所数を記載する。

ア 劣化状況評価（法施行以前に実施された劣化状況評価（法第2条第4項に規定する劣化状況評価をいう。）と同等の評価を含む。以下同じ。）及び地震・豪雨耐性評価（法施行以前に実施された地震・豪雨耐性評価（法第2条第5項に規定する地震・豪雨耐性評価をいう。）と同等の評価を含む。以下同じ。）（以下「劣化状況評価等」という。）を実施し、防災工事は不要であると判断されたもの

イ 劣化状況評価等を実施し、劣化状況評価又は地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事が必要であると判断されたものにあつては、次に掲げる事項について、それぞれ防災重点農業用ため池の箇所数を記載する。

- ① 防災工事（廃止工事を除く。）が完了したもの
- ② 防災工事（廃止工事を除く。）が未了のもの（継続中のものを含む。）
- ③ 廃止工事が完了したもの（農業用水の貯水池として利用される見込みがない防災重点農業用ため池であつて統廃合や代替水源の確保と一体的に廃止工事を行うもの等を含み、法第4条第3項の規定に基づく防災重点農業用ため池の指定の解除に係る手続が未了のものに限る。）
- ④ 廃止工事が未了のもの（廃止工事が継続中のもの、農業用水の貯水池として利用される見込みがない防災重点農業用ため池であつて統廃合や代替水源の確保と一体的に廃止工事を行うもの等を含む。）
- ⑤ 洪水吐きの洪水流下能力の増加等の豪雨による農業用ため池の決壊を防止するための防災工事（以下「豪雨対策に係る防災工事」という。）等を押さえ盛土等の地震による農業用ため池の決壊を防止するための防災工事（以下「地震対策に係る防災工事」という。）に先行して実施し、豪雨対策に係る防災工事等が完了したもの

ウ 劣化状況評価を実施し、地震・豪雨耐性評価が未了のものにあつては、次に掲げる事項について、それぞれ防災重点農業用ため池の箇所数を記載する。

- ① 地震・豪雨耐性評価の実施要件（基本指針第3の2(1)に規定する地震・豪雨耐性評価の実施要件をいう。以下同じ。）に該当せず、劣化状況評価の結果、劣化による農業用ため池の決壊を防止するための防災工事（以下「劣化対策に係る防災工

事」という。) が不要であると判断されたもの

- ② 地震・豪雨耐性評価の実施要件に該当せず、劣化状況評価の結果、劣化対策に係る防災工事が必要であると判断されたもの
- ③ 地震・豪雨耐性評価の実施要件に該当し、劣化状況評価の結果、劣化対策に係る防災工事は不要であると判断されたもの
- ④ 地震・豪雨耐性評価の実施要件に該当し、劣化状況評価の結果、劣化対策に係る防災工事が必要であると判断されたもの
- ⑤ 劣化状況評価の結果、堤体の劣化対策に係る防災工事が不要と判断され、地震・豪雨耐性評価のうち地震耐性評価が未了であって、豪雨耐性評価の結果、豪雨対策に係る防災工事が必要と判断されたものについて、豪雨対策に係る防災工事等を地震対策に係る防災工事に先行して実施し、豪雨対策に係る防災工事等が完了したもの

エ 地震・豪雨耐性評価を実施し、劣化状況評価が未了のものにあつては、次に掲げる事項について、それぞれ防災重点農業用ため池の箇所数を記載する。

- ① 地震・豪雨耐性評価の結果、地震対策に係る防災工事及び豪雨対策に係る防災工事が不要であると判断されたもの
- ② 地震・豪雨耐性評価の結果、地震対策に係る防災工事及び豪雨対策に係る防災工事の両方又はいずれか一方が必要であると判断されたもの

オ 劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価がいずれも未了のものにあつては、次に掲げる事項について、それぞれ防災重点農業用ため池の箇所数を記載する。

- ① 地震・豪雨耐性評価の実施要件に該当しないもの
- ② 地震・豪雨耐性評価の実施要件に該当するもの

カ 現に農業用水の貯水池として利用されていないものにあつては、次に掲げる事項について、それぞれ防災重点農業用ため池の箇所数を記載する。

- ① 今後廃止工事を行うもの
- ② 廃止工事が完了したもの（ただし、法第4条第3項に基づく防災重点農業用ため池の指定の解除に係る手続が未了のものに限る。）

3 都道府県における防災工事等の実施に関する目標

都道府県は、防災重点農業用ため池の決壊による甚大な被害を防止するため、2(2)ア並びにイ①及び③を除く防災重点農業用ため池について、次に掲げる事項を参考に、法の有効期間内における推進計画を策定する年度の次年度以降の防災工事等を実施する箇所数の目標を記載する。

なお、推進計画を変更する場合は、当該計画を変更する年度以降の防災工事等を実施する箇所数の目標を記載する。

(1) 劣化状況評価

2(2)アからウまで及びカを除く全ての防災重点農業用ため池について、劣化状況評価を実施する。推進計画には、2(2)エ及びオの合計を記載する。

(2) 地震・豪雨耐性評価

2(2)ア、イ、エ及びカを除き、地震・豪雨耐性評価の実施要件に該当する防災重点農業用ため池について、地震・豪雨耐性評価を実施する。推進計画には、2(2)ウ③及び④並びにオ②の箇所数の合計を記載する。

また、地震・豪雨耐性評価の実施要件に該当しないものの、劣化状況評価の結果、劣化対策に係る防災工事が必要であると判断された防災重点農業用ため池については、地震・豪雨耐性評価を実施する。推進計画には、2(2)ウ②及びオ①のうち、劣化状況評価の結果、防災工事が必要であると判断されたものの箇所数を記載する。

(3) 防災工事（廃止工事を除く。）

2(2)イ②並びに3(1)の劣化状況評価及び3(2)の地震・豪雨耐性評価を実施し、両方又はいずれか一方の評価の結果、防災工事が必要であると判断された防災重点農業用ため池については、劣化対策に係る防災工事、地震対策に係る防災工事及び豪雨対策に係る防災工事のうち、評価の結果により必要とされた防災工事を全て実施する。推進計画には、その箇所数を記載する（豪雨対策に係る防災工事等を地震対策に係る防災工事に先行して実施するものを含む。）。

(4) 廃止工事

現に農業用水の貯水池として利用されていない又は利用する見込みがない防災重点農業用ため池について、廃止工事を実施する（統廃合や代替水源の確保と一体的に行う廃止工事を含む。）。

(5) 目標記載に当たっての留意事項

目標の記載に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

ア 劣化状況評価等の結果、防災工事（廃止工事を除く。）が必要であると判断された防災重点農業用ため池については、その貯水量並びに浸水区域に存する住宅等の数及び公共の用に供する施設の重要度の大きいもの又は劣化が著しく決壊のおそれが高いものを優先し、法の有効期間内に防災工事（廃止工事を除く。）に着手することを目標とする。

イ ただし、防災重点農業用ため池の利用実態の把握後に廃止工事の必要性が判断されること及び劣化状況評価等の結果により防災工事（廃止工事を除く。）の必要性が判断されることから、推進計画に記載する箇所数は、推進計画策定時点で防災工事が必要であると判断されている防災重点農業用ため池の箇所数とする。

推進計画に記載する防災工事の箇所数が最終的な確定値でない場合、推進計画の備考欄等に記載の箇所数の時点（年月）を記入する。

ウ 現に農業用水の貯水池として利用されていない又は利用される見込みがない防災重点農業用ため池は、管理が十分に行われなくなり、決壊のおそれが高くなることから、管理状況、劣化状況、決壊した場合の影響度、地域の実情等を勘案し、法の有効期間内に優先度の高いものから計画的に廃止工事を実施することを目標とする。

エ 受益面積の減少等により利用率が低い防災重点農業用ため池については、利用者の意向を確認しつつ、統廃合や代替水源の確保と一体的に廃止工事を実施する計画とすることができる。

第2 劣化状況評価の実施に関する事項（法第5条第2項第2号関係）

防災重点農業用ため池の多くは、堤体、洪水吐き、樋管等において一定程度以上の漏水・変形等といった劣化が進行しており、劣化状況評価は、事業主体による防災工事の必要性についての判断に資するため、専門技術者がこれらの状況について現地で計測等を行い、その結果に基づき劣化による防災重点農業用ため池の決壊の危険性を評価するものである。

当該評価の実施及び劣化対策に係る防災工事の必要性の判断に当たっては、必要に応じ、学識経験者の意見を聴取することが適当である。

1 劣化状況評価の推進計画

防災重点農業用ため池については、法の有効期間内に劣化状況評価を行った上で必要な防災工事に着手することを目標とする。

このため、防災工事の実施に要する期間を考慮し、対象となる全ての防災重点農業用ため池について劣化状況評価を計画的に行うことが重要である。

推進計画においては、計画的に劣化状況評価を実施するため、法の有効期間内を前半5年（以下「前期」という。）及び後半5年（以下「後期」という。）に区分し、ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、それぞれの期間に劣化状況評価の実施を予定する防災重点農業用ため池の箇所数を実施目標として記載する（記載例2(1)参照）。

また、地震・豪雨耐性評価の実施要件に該当する防災重点農業用ため池については、基本的に前期に劣化状況評価を行うことが適当と考えられる。

なお、劣化状況評価の実施対象は、第1の2(2)エ及びオに該当する全ての防災重点農業用ため池となることに留意する。

2 劣化状況評価の評価方法

劣化状況評価は、農林水産省が別途発出する通知等を参考に堤体、洪水吐き、樋管等における漏水・変形等について、現地計測等により実施する。

3 専門技術者及び学識経験者

専門技術者は、ため池整備を含む農業農村整備事業に関する経験又は資格を有する者（土地改良事業団体連合会に所属する技術職員を含む。）を想定している。

学識経験者は、農業用ダム又は農業用ため池に関する調査、設計及び施工に関する高度な専門技術又は知識を有する者を想定している。

4 経過観察

劣化状況評価の結果、劣化対策に係る防災工事は不要であると判断されたものの、変状等が認められ経過観察が必要であると判断された防災重点農業用ため池について、劣化の進行に伴う決壊が生じないように必要に応じ定期的に堤体、洪水吐き、樋管等の漏水・変形等の劣化状況を適切に観察する。

都道府県又は市町村は、速やかに経過観察を行う者（都道府県、市町村、所有者（ため池管理保全法第2条第2項に規定する管理者を含む。以下「所有者等」という。))を定めるとともに、都道府県は、推進計画に経過観察を行う者を記載する（記載例2(2)参照）。

ただし、経過観察を行う者の推進計画への記載は、第6の3に規定する推進計画の変更を行う場合に、併せて行うこととする。

都道府県又は市町村は、当該経過観察を行う者に対し、漏水量及び堤体の変形状況の計測方法並びに計測頻度等を指導し、確実に経過観察が行われるよう必要な援助を行う。

また、都道府県又は市町村は、経過観察を行う者に対し、毎年1回以上（報告頻度は、変状等の状況に応じて設定すること。）経過観察の結果を報告するよう求め、防災工事の必要性について適宜判断する。なお、報告書については、参考様式を参照して作成する。

5 劣化状況評価の結果、劣化対策に係る防災工事が必要であると判断された防災重点農業用ため池の取扱い

劣化状況評価の結果、劣化対策に係る防災工事が必要であると判断された防災重点農業用ため池については、効率的な防災工事の実施のため、設計に際し、第3に規定する地震・豪雨耐性評価を併せて実施する。

地震・豪雨耐性評価の結果に基づき防災工事は不要であると判断された防災重点農業用ため池については、劣化対策に係る防災工事を実施する。

また、地震・豪雨耐性評価の結果に基づき、地震対策に係る防災工事及び豪雨対策に係る防災工事の両方又はいずれか一方が必要であると判断された防災重点農業用ため池については、劣化対策に係る防災工事と一体的に実施する。

6 定期点検

地震や豪雨等により防災重点農業用ため池の劣化が進行する等の不測の事態が生じるおそれがあることから、都道府県又は市町村は、防災工事が完了したものも含め、都道府県及び市町村内に存する防災重点農業用ため池について、市町村、所有者等が行う定期的な点検により、決壊の危険性を早期に把握するよう努める。

なお、定期点検の頻度及び定期点検を行う者については、推進計画に記載する（記載例2(3)参照）。

第3 地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項（法第5条第2項第3号関係）

地震・豪雨耐性評価は、事業主体による防災工事の必要性についての判断に資するため、専門技術者が貯水施設の構造に関する近代的な技術基準に基づき構造解析等を行い、地震又は豪雨による防災重点農業用ため池の決壊の危険性を評価するものである。

当該評価の実施及び地震対策に係る防災工事の必要性の判断に当たっては、防災重点農業用ため池の重要度に応じて耐震性能を照査するとともに、必要に応じ、学識経験者の意見を聴取することが適当である。

1 地震・豪雨耐性評価の推進計画

地震・豪雨耐性評価の実施には、一定の期間及び経費が必要であり、多数の防災重点農業用ため池について短期間で評価を完了させることは困難である。

このため、地震・豪雨耐性評価の対象は、基本指針第3の2(1)に規定する地震・豪雨耐性評価の実施要件に該当する防災重点農業用ため池を優先し、法の有効期間内に地震・豪雨耐性評価を行った上で必要な防災工事に着手することを目標とする。

基本指針第3の2(1)②に規定する「緊急輸送を確保するため必要な道路」とは、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連結する幹線的な道路並びにこれらの道路と都道府県知事が指定するもの（以下「指定拠点」という。）とを連結し、又は指定拠点を相互に連結する緊急輸送道路をいう。

推進計画では、計画的に地震・豪雨耐性評価を行うため、法の有効期間内を前期及び後期に区分し、防災重点農業用ため池の貯水量並びに浸水区域に存する住宅等の数及び公共の用に供する施設の重要度を踏まえ、それぞれの期間に地震・豪雨耐性評価の実施を予定する防災重点農業用ため池の箇所数及び個々のため池に関する情報（名称、所在地、堤高、貯水量等）を実施目標として記載する（記載例3(1)参照）。

なお、地震・豪雨耐性評価の対象は、第1の2(2)ウ②から④まで及びオ②に該当する全ての防災重点農業用ため池並びにオ①の中で劣化状況評価の結果、劣化対策に係る防災工事が必要であると判断されたものとなることに留意する。

2 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき要件（知事特認）

基本指針第3の2(1)③に規定する都道府県知事が特に必要と認めるものは、防災重点農業用ため池の貯水量が大きい、浸水区域に多くの住宅又は重要な施設が存するなど、当該防災重点農業用ため池の決壊による水害その他の災害を防止する必要性が特に高いと認めるものが想定される。

3 地震・豪雨耐性評価の評価方法

地震・豪雨耐性評価は、農林水産省が公表している土地改良事業設計指針「ため池整備」等を参考に、地質調査、土質調査及び降雨データの収集を行い、堤体の耐震計算、洪水吐きの流量計算等により実施する。

4 専門技術者及び学識経験者

専門技術者及び学識経験者は、第2の3に規定する者を想定している。

5 地震・豪雨耐性評価の結果、地震対策に係る防災工事及び豪雨対策に係る防災工事の両方又はいずれか一方が必要であると判断された防災重点農業用ため池の取扱い

地震・豪雨耐性評価の結果、地震対策に係る防災工事及び豪雨対策に係る防災工事の両方又はいずれか一方が必要であると判断された防災重点農業用ため池については、効率的な防災工事の実施のため、設計に際し第2に規定する劣化状況評価を一体的に実施する。

劣化状況評価の結果に基づき劣化対策に係る防災工事が不要であると判断された防災重点農業用ため池については、地震対策に係る防災工事及び豪雨対策に係る防災工事の両方又はいずれか一方を実施する（豪雨対策に係る防災工事等を地震対策に係る防災工事に先行して実施するものを含む。）。

また、劣化状況評価の結果に基づき劣化対策に係る防災工事が必要であると判断された防災重点農業用ため池については、必要な劣化対策に係る防災工事を、地震対策に係る防災工事及び豪雨対策に係る防災工事の両方又はいずれか一方と一体的に実施する。

第4 防災工事の実施に関する事項（法第5条第2項第4号関係）

1 防災工事（廃止工事を除く。）

防災重点農業用ため池に係る防災工事（廃止工事を除く。）は、劣化状況評価等の結果に基づき、土地改良事業設計指針「ため池整備」等を参考に、劣化の改善方法と、堤体のすべり破壊及び浸透破壊に対する安定性、設計洪水量を安全に流下させるために必要な洪水吐き能力、堤防高等の施設構造等について一体的に検討し、当該防災重点農業用

ため池について所要の安全性が確保できるよう実施するものとする。

なお、豪雨対策に係る防災工事等を地震対策に係る防災工事に先行して実施するものであって、洪水吐きが地山に設置されるなど先行して実施する豪雨対策に係る防災工事等の設計・施工が後続で実施する地震対策に係る防災工事の設計・施工にほとんど影響しない場合は、施設構造のうち、洪水吐きの施設構造のみを先行して検討してもよい。

2 廃止工事

(1) 廃止工事の実施

現に、農業用水の貯水池として利用されていない防災重点農業用ため池については、管理が十分に行われなくなり、決壊のおそれが高くなることから、所有者等と調整の上、廃止工事により貯留機能を喪失させ、決壊による水害その他の災害を防止することが適当である。

また、農業用水の貯水池として利用する見込みがない、すなわち、農業用水の利用者が今後当該農業用水を利用しなくなることを意思表示している防災重点農業用ため池については、所有者等と調整し、近傍の農業用ため池等への統廃合や代替水源の確保と一体的に当該防災重点農業用ため池の廃止を検討することが適当である。

なお、所有者等が確知できない場合、都道府県知事は、ため池管理保全法第 11 条第 1 項第 2 号に規定する代執行により必要な防災工事を行うことが適当である。

(2) 廃止工事の実施に当たっての留意事項

防災重点農業用ため池の堤体の撤去による廃止工事を行うに当たっては、貯水池の跡地に集まる流水を安全に流下させるための護岸、下流取付水路等の必要な施設を併せて整備する。

また、雨水を一時貯留し、洪水の発生を抑制する機能を有している防災重点農業用ため池を廃止するに当たっては、雨水の一時貯留機能を存置したまま農業用水の貯留施設としての機能を喪失させるための廃止工事を行うことができる。

ただし、このような廃止工事を行う場合は、存置する施設の財産の移管先及び管理者、存置する洪水調節容量並びに当該廃止工事に係る費用分担について、あらかじめ都道府県又は市町村の治水担当部局と調整する。

さらに、存置した堤体が、雨水の一時貯留中に決壊した場合においても、当該決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれがないことを明らかにする必要があることから、令各号に掲げる要件に該当しないことを確認する。

3 防災重点農業用ため池を他用途に転用する場合

防災重点農業用ため池を他種用水の貯留施設として転用（以下「他用途転用」という。）する場合、都道府県及び市町村は、当該防災重点農業用ため池の所有者等と他用途転用後の施設の利用予定者等が十分に調整し、所有権の移転により農業用ため池としての機能を廃止するよう指導する。農業用ため池の機能を廃止した場合、ため池管理保全法第 4 条第 2 項に基づく廃止の届出を行うとともに、防災重点農業用ため池の指定の解除を行う。

4 防災工事の推進計画策定

劣化状況評価等の結果、防災工事が必要であると判断された防災重点農業用ため池については、防災工事の実施に要する期間を考慮し、当該工事を計画的に行うことが重要

である。

推進計画では、法の有効期間内を前期及び後期に区分し、それぞれの期間に防災工事を予定する個々の防災重点農業用ため池の箇所数及び個々のため池の情報（名称、所在地、堤高、貯水量等）を実施目標として記載する（記載例 4(1)参照）。

なお、防災工事の優先度は、防災重点農業用ため池の貯水量並びに浸水区域に存する住宅等の数及び公共の用に供する施設の重要度又は劣化の程度を踏まえたものとする。

また、所有者等と調整し廃止することとされた防災重点農業用ため池については、廃止工事を行うものとして推進計画の変更を行うことが適当である。

5 防災工事の実施に当たって配慮すべき事項

都道府県又は市町村は、防災重点農業用ため池に係る防災工事の実施に当たっては、生物の多様性の確保を始めとする自然環境の保全、良好な景観の確保、文化の伝承等に配慮することが適当である。

(1) 文化財保護担当部局との調整

都道府県又は市町村は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 125 条の規定に基づき史跡・名勝等に指定されている農業用ため池、重要文化的景観の構成要素となっている農業用ため池及び史跡名勝天然記念物等の指定地内に存する農業用ため池について、法第 4 条第 1 項の規定に基づき防災重点農業用ため池に指定し、法第 5 条第 1 項に規定する推進計画に位置付ける場合にあっては、都道府県又は市町村の文化財保護担当部局に指定内容等を連絡するとともに、防災工事の実施に当たり、具体的な工事内容（地形の改変等の有無）を検討する段階から、時間的余裕をもって文化財保護法に基づく手続に係る準備を行うこと。

(2) 環境担当部局との調整

都道府県又は市町村は、絶滅危惧種などが生息・生育する防災重点農業用ため池について防災工事を実施する場合、土地改良事業設計指針「ため池整備」等を参考に環境との調和への配慮を適切に行うこと。なお、防災重点農業用ため池を廃止するに当たっては、生息・生育の場が喪失するおそれがあることを踏まえ、都道府県の環境担当部局と相談の上、絶滅危惧種の移動等の必要な措置を講ずること。

(3) 上水道担当部局との調整

都道府県又は市町村は、上水道の貯水池として共同利用されている防災重点農業用ため池について防災工事を実施する場合、具体的な工事内容が明らかになった段階で、都道府県又は市町村の上水道担当部局と費用分担に係る協議・調整を行うこと。なお、費用分担は分離費用身替り妥当支出法を基準とする。

(4) その他

都道府県又は市町村は、堤防等が道路・公園等として利用されている防災重点農業用ため池について防災工事を実施する場合、具体的な工事内容を検討する段階から、時間的余裕をもって都道府県又は市町村の当該施設機能を所管する部局と協議・調整を行うこと。

6 その他

防災工事を集中的かつ計画的に推進するためには、施設の調査・設計のほか、防災重点農業用ため池の所有者や利用者等との調整、関係法令に基づく手続等を円滑に進める必要がある。

これらの調整、手続等については、都道府県、市町村、ため池所有者及び管理者が相互に協力して進めるものとする。

第5 防災工事等の実施に当たっての都道府県及び市町村の役割分担及び連携に関する事項（法第5条第2項第5号関係）

1 都道府県及び市町村の役割分担等

防災工事等の実施に当たっての都道府県及び市町村の役割分担は、基本指針第3の4に規定する事項に加え、都道府県及び市町村内に存する防災重点農業用ため池の数、都道府県及び市町村の組織体制等も踏まえて検討する。

なお、防災重点農業用ため池の所有者（農業団体に限る。）が防災工事等の実施主体となることも可能であることから、都道府県又は市町村は、個々の防災重点農業用ため池に係る防災工事等の実施に当たり、所有者に対しあらかじめ必要な情報提供を行い、所有者が実施主体となることを希望する場合には、必要な協力を努める。

2 協議会等の活用

都道府県及び市町村の情報共有は、基本指針第4の2に規定する応急的な防災工事又は地震・豪雨時の応急措置を確実に実施するためにも重要であり、連絡体制を構築し、適宜、地域課題の解決を図ることが適当である。

基本指針第3の4に規定する調整・連携を行う場として、地域の実情に応じて、都道府県、市町村、土地改良事業団体連合会等の関係者が参画する協議会等を設置する。

3 土地改良事業団体連合会の協力

法第6条第1項に基づき都道府県が実施する技術的な指導、助言その他の援助については、土地改良事業の経験及び技術力を有する土地改良事業団体連合会の協力を得ることが有効である。

既に、「ため池サポートセンター」が設置され、ため池整備に対する知見、能力を有する土地改良事業団体連合会がその実務である点検調査、現地パトロール、劣化状況評価等の活動を担っている先進的な事例もあることから、これらの事例を全国的に広めていくことが適当である。

このため、都道府県は、必要に応じ土地改良事業団体連合会に協力を求め、同連合会が有する知見、能力を推進計画の円滑な実施に活かすよう努めること。

第6 その他防災工事等の推進に関し必要な事項

1 応急的な防災工事又は地震・豪雨時の応急措置の実施

防災工事が必要であると判断された防災重点農業用ため池については、可能な限り速やかに防災工事を実施し、所要の安全性を確保する必要があるものの、対象となる防災重点農業用ため池の箇所数が多い等の理由により防災工事の完了までに一定の期間を要する場合が想定される。

このような場合、都道府県又は市町村は、防災工事が完了するまでの当面の間、必要に応じて応急的な防災工事の実施（低水管理のための洪水吐きスリット設置、漏水を拡大させないための施設設置、損傷箇所の補修等）及び管理・監視体制の強化を図る。地震又は豪雨により、防災重点農業用ため池の決壊のおそれが生じた場合、都道府県又は市町村は、貯水位の強制低下、崩落箇所の拡大防止、洪水吐きの堆積土砂除去等の決壊の防止、ハザードマップ等を活用した浸水区域内住民の避難等について、安全性の確保に注意しつつ、管理者と連携し的確に実施する。

2 ICT等の先端技術の導入等による管理・監視体制の強化

防災重点農業用ため池の管理・監視体制を強化するため、ICTを含む先進技術を導入し、遠隔監視が可能となるよう水位計や監視カメラの設置等を積極的に行うことが有効である。

3 推進計画の変更

法附則第3項に規定する法の施行後5年を目途とする検討結果を踏まえ、要すれば法第5条5項の規定に基づき推進計画を変更すること。

地元調整等により推進計画に位置付ける防災工事等の実施時期が前期から後期へ変更となった場合、都道府県は、推進計画の変更の際に、当該防災工事等の実施時期の位置付けを改めること。

なお、後期に防災工事等の実施を予定する防災重点農業用ため池であっても、劣化状況評価等の結果、決壊のおそれが高いことが確認されたものについては、速やかに防災工事等に着手し国民の生命及び財産の保護に努める必要があることから、都道府県又は市町村は、当該防災重点農業用ため池について防災工事等に着手した場合、遅くとも当該工事が完了するまでの間に推進計画を変更し、実施時期を改めること。

(参考様式)

防災重点農業用ため池経過観察結果報告書

1 ため池名称	〇〇池（まるまるいけ）		
2 データベースコード番号			
3 ため池所有者及び管理者	所有者：〇〇、管理者：〇〇		
4 所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地		
5 ため池諸元	堤高：〇m、堤長：〇m、総貯水量：〇千m ³		
6 点検状況	1 管理者常駐（管理所） ② 定期的に巡回（頻度 〇〇に〇回程度） 3 不定期に巡回（1年に〇回程度）		
7 点検履歴（直近）	点検年月日	〇年〇月〇日	
	点検結果	堤体	C:劣化程度は小さく、当面の管理で問題ない。
		法面・斜面	C:劣化程度は小さく、当面の管理で問題ない。
		洪水吐き	B:部分的に劣化が見られ、日常点検での注意が必要。
		取水・放流施設	D:安全であり、通常の管理で問題ない。
		その他施設	D:安全であり、通常の管理で問題ない。
8 経過観察年月日	〇年〇月〇日		
9 経過観察者			
10 経過観察結果	詳細は別紙参照		
(1) 堤体	③ C 劣化程度は小さく、当面の管理で問題ない。 B 部分的に劣化が見られ、日常点検での注意が必要。 ただし、劣化状況に応じて対策を講じる必要がある。 A 対策が必要。		
(2) 貯水池内・堤体周辺の法面・斜面	③ C 劣化程度は小さく、当面の管理で問題ない。 B 部分的に劣化が見られ、日常点検での注意が必要。 ただし、劣化状況に応じて対策を講じる必要がある。 A 対策が必要。		
(3) 洪水吐き	C 劣化程度は小さく、当面の管理で問題ない。 ③ B 部分的に劣化が見られ、日常点検での注意が必要。 ただし、劣化状況に応じて対策を講じる必要がある。 A 対策が必要。		
(4) 取水・放流施設	C 劣化程度は小さく、当面の管理で問題ない。 B 部分的に劣化が見られ、日常点検での注意が必要。 ただし、劣化状況に応じて対策を講じる必要がある。 A 対策が必要。		
(5) その他施設	C 劣化程度は小さく、当面の管理で問題ない。 B 部分的に劣化が見られ、日常点検での注意が必要。 ただし、劣化状況に応じて対策を講じる必要がある。 A 対策が必要。		
11 その他			

※ 補足事項

- 経過観察は、直近点検（劣化状況評価を含む）において、防災工事は不要であるものの、変状等が認められ経過観察が必要であると判断した箇所のみを対象とする。
- 経過観察は、農林水産省が公表している「ため池機能診断マニュアル」等を参考に実施する。
なお、本様式は「ため池機能診断マニュアル」を参考としている。
- 調査結果の詳細は別紙に添付する。
- 調査結果の報告頻度は、変状等の状況に応じて設定する。

(記載例)

防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画

●●県

1 防災工事等の推進に関する基本的な方針

(1) ●●県における農業用ため池の概要

ア 現状と基本的な考え方

※地勢、社会的条件、農業状況、農業用ため池の箇所数、防災工事等に関する基本的な考え方等について整理する。

イ 所有者及び管理者の状況

別表 1 のとおり

※所有者別・管理者別（国又は地方公共団体、水利組合、土地改良区、集落又は個人、その他）の箇所数及び割合）を整理する。

(2) ●●県における防災工事等の実施状況等

別表 1 のとおり

※指定した防災重点農業用ため池の箇所数及び防災工事等の実施状況（17 ケースの箇所数）を整理する。

2 劣化状況評価の実施に関する事項

(1) 劣化状況評価の推進計画

法の有効期間内に劣化状況評価を行った上で必要な防災工事に着手する必要があるため、法の有効期間内を前半 5 年（以下「前期」という。）及び後半 5 年（以下「後期」という。）に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、計画的に劣化状況評価を実施する。

なお、防災工事の実施に要する期間を考慮し、後期は令和〇年までに劣化状況評価を完了させる。

ア 前期に劣化状況評価を行う防災重点農業用ため池： ▲か所

イ 後期に劣化状況評価を行う防災重点農業用ため池： ▲か所

(2) 経過観察

劣化状況評価の結果、防災工事は不要であるものの、変状等が認められ経過観察が必要であると判断された防災重点農業用ため池について、経過観察を行う。

経過観察を行う防災重点農業用ため池及び経過観察を行う者： 別表 2 のとおり

(3) 定期点検

地震や豪雨等により防災重点農業用ため池の劣化が進行する等の不測の事態が生じるおそれがあることから、防災工事が完了したものも含め、都道府県及び市町村内に存在する防災重点農業用ため池について、定期的に点検を行い、決壊の危険性を早期に把握する。

ア 定期点検の頻度：〇回／〇年

イ 定期点検を行う者：〇〇

※定期点検を行う者は、市町村、所有者等を想定している。

なお、サポートセンターや土地改良事業団体連合会に委託する場合は、委託者を記載する。

3 地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項

(1) 地震・豪雨耐性評価の推進計画

法の有効期間内に地震・豪雨耐性評価を行った上で必要な防災工事に着手する必要があるため、法の有効期間内を前期及び後期に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、計画的に地震・豪雨耐性評価を実施する。

なお、防災工事の実施に要する期間を考慮し、後期は令和〇年までに地震・豪雨耐性評価を完了させる。

ア 前期に地震・豪雨耐性評価を行う防災重点農業用ため池： ■か所

イ 後期に地震・豪雨耐性評価を行う防災重点農業用ため池： ■か所

ウ 個々の防災重点農業用ため池に関する情報： 別表2のとおり

(2) 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき要件（知事特認）

基本指針第3の2(1)③に規定する都道府県知事が特に必要と認めるものは、〇とする。

※例えば、ため池の貯水量が大きい、浸水区域に多くの住宅又は重要な施設があるなど防災重点農業用ため池が決壊した場合に甚大な影響が生じるおそれがあるものが想定される。

4 防災工事の実施に関する事項

(1) 防災工事（廃止工事を除く。）の推進計画

法の有効期間内を前期及び後期に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、計画的に防災工事を実施する。

ア 前期に防災工事を行う防災重点農業用ため池： ◆か所

イ 後期に防災工事を行う防災重点農業用ため池： ◆か所

ウ 個々の防災重点農業用ため池の情報： 別表2のとおり

(2) 廃止工事の推進計画

法の有効期間内を前期及び後期に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、計画的に廃止工事を実施する。

ア 前期に廃止工事を行う防災重点農業用ため池： ▼か所

イ 後期に廃止工事を行う防災重点農業用ため池： ▼か所

ウ 個々の防災重点農業用ため池の情報： 別表2のとおり

(3) 防災工事の実施に当たっての配慮すべき事項

ア 文化財保護担当部局との調整

イ 環境担当部局との調整

ウ 上水道担当部局との調整

エ その他

5 防災工事等の実施に当たっての市町村との役割分担及び連携に関する事項

(1) 防災工事等の実施主体

ア 劣化状況評価

(ア) 受益面積〇h a 以上の防災重点農業用ため池については県

(イ) 受益面積〇h a 未満の防災重点農業用ため池については市町村

イ 地震・豪雨耐性評価

(ア) 受益面積〇h a 以上の防災重点農業用ため池については県

(イ) 受益面積〇h a 未満の防災重点農業用ため池については市町村

ウ 防災工事（廃止工事を除く。）

(ア) 受益面積〇h a 以上の防災重点農業用ため池については県

(イ) 受益面積〇h a 未満の防災重点農業用ため池については市町村

エ 廃止工事

(ア) 受益面積〇h a 以上の防災重点農業用ため池については県

(イ) 受益面積〇h a 未満の防災重点農業用ため池については市町村

(2) 技術指導等の内容

※ため池サポートセンターを土地改良事業団体連合会内に設置し巡回指導等を行う等

(3) 情報共有及び連携の方法

都道府県、市町村、土地改良事業団体連合会等の関係者間で防災工事等に係る情報共有を図り、連携して防災工事等を推進するため、〇〇協議会を設置する。

構成員は、・・・とする。

会長は、・・・が務める。

事務局は、・・・が担う。

6 その他防災工事等の推進に関し必要な事項

(1) 応急的な防災工事又は地震・豪雨時の応急措置の実施

(2) ICT等の先端技術の導入等による管理・監視体制の強化

防災工事等の推進に関する基本的な方針 ●●県

令和○年○月末時点

1 農業用ため池の概要

(1)所有者別の箇所数及び割合

区分	国又は地方公共団体	土地改良区	水利組合	集落又は個人	その他	不明	合計	備考
(割合)	(17%)	(17%)	(17%)	(17%)	(17%)	(17%)	(100%)	
箇所数	100	100	100	100	100	100	600	

(2)管理者別の箇所数及び割合

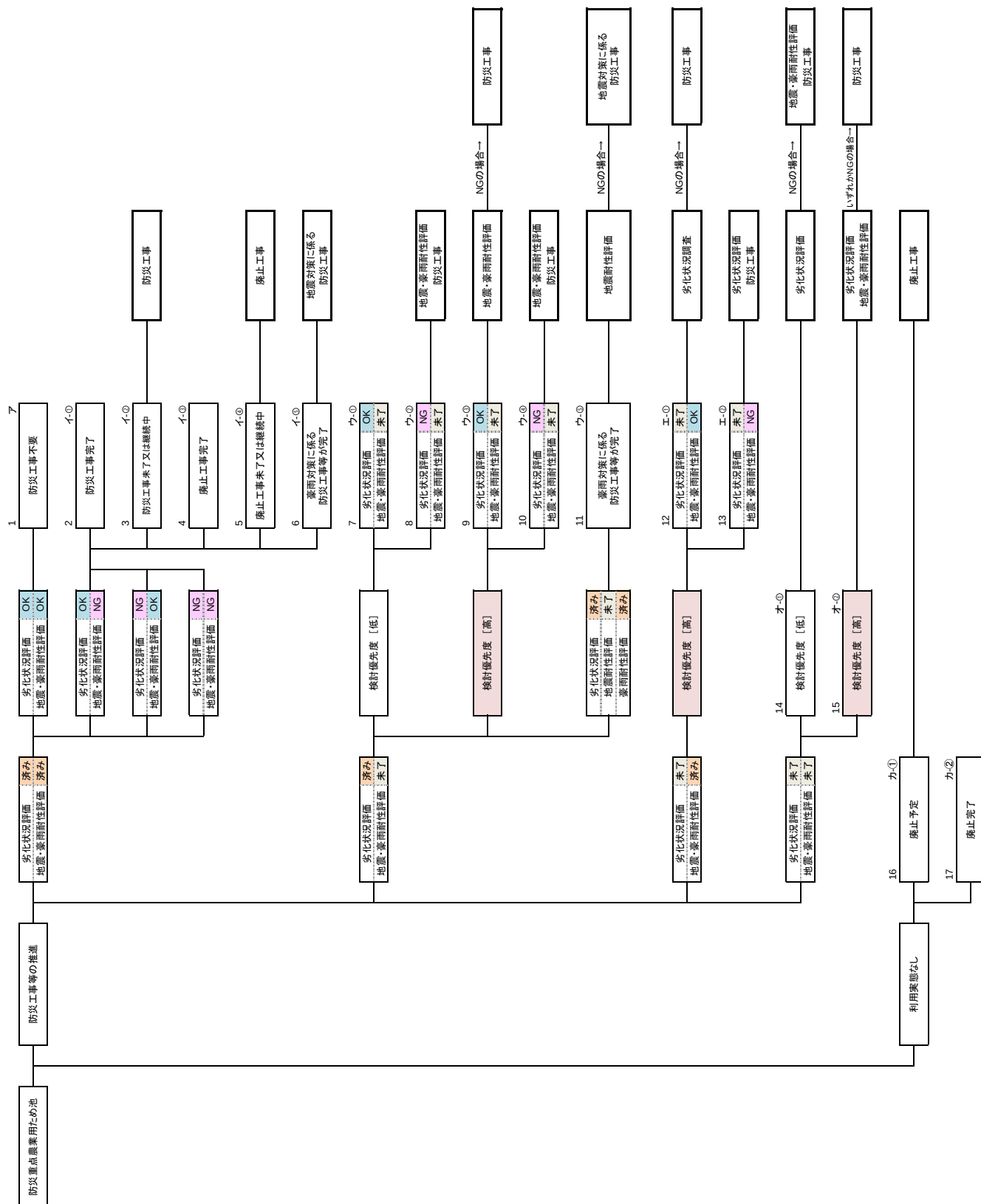
区分	国又は地方公共団体	土地改良区	水利組合	集落又は個人	その他	不明	合計	備考
(割合)	(17%)	(17%)	(17%)	(17%)	(17%)	(17%)	(100%)	
箇所数	100	100	100	100	100	100	600	

※国：行政財産として所有するものに限る。

※地方公共団体：法定外公共物であって市町村への所有権移転登記が未了のものを含む。

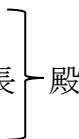
2 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の実施状況等

区分	内容	箇所数	備考
ア	劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価を実施し、防災工事は不要であると判断されたもの	1	
イ	劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価を実施し、両方又はいずれか一方の評価結果から防災工事が必要であると判断されたもの	5	
	① 防災工事(廃止工事を除く)が完了したもの	1	
	② 防災工事(廃止工事を除く)が未了のもの(継続中のものを含む)	1	
	③ 廃止工事が完了したもの(指定解除手続きが未了のものに限る)	1	
	④ 廃止工事が未了のもの(継続中のものを含む)	1	
	⑤ 豪雨対策に係る防災工事等を地震対策に係る防災工事に先行して実施し、豪雨対策に係る防災工事等が完了したもの	1	
ウ	劣化状況評価を実施し、地震・豪雨耐性評価が未了	5	
	① 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当せず、劣化状況評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの	1	
	② 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当せず、劣化状況評価の結果、防災工事が必要であると判断されたもの	1	
	③ 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当し、劣化状況評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの	1	
	④ 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当し、劣化状況評価の結果、防災工事が必要であると判断されたもの	1	
	⑤ 地震耐性評価が未了であって、豪雨耐性評価の結果、豪雨対策に係る防災工事が必要と判断されたもののうち、豪雨対策に係る防災工事等を地震対策に係る防災工事に先行して実施し、豪雨対策に係る防災工事等が完了したもの	1	
エ	地震・豪雨耐性評価を実施し、劣化状況評価が未了	2	
	① 地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの	1	
	② 地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事が必要であると判断されたもの	1	
オ	劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価がいずれも未了	2	
	① 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当しないもの	1	
	② 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当するもの	1	
カ	現に農業用水の貯水池として利用なし	2	
	① 今後廃止工事を行うもの	1	
	② 廃止工事が完了したもの(指定解除手続きが未了のものに限る)	1	
合計		17	



令和 2 年 10 月 1 日付け 2 農振第 1844 号
最終改正 令和 6 年 7 月 1 日付け 6 農振第 1209 号

各地方農政局農村振興部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長
北海道農政部長



農林水産省
農村振興局整備部防災課長

防災重点農業用ため池の指定等について

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和 2 年法律第 56 号。以下「法」という。）が令和 2 年 6 月 19 日に公布され、同年 10 月 1 日から施行された。

併せて、法第 4 条第 1 項の規定に基づき防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法施行令（令和 2 年政令第 277 号。以下「令」という。）が制定されるとともに、法第 3 条第 1 項の規定に基づき防災重点農業用ため池に係る防災工事等基本指針（令和 2 年農林水産省告示第 1845 号。以下「基本指針」という。）が告示された。

法第 4 条の規定に基づく防災重点農業用ため池の指定等に当たっては、基本指針によるほか、下記事項に御留意の上、その適正かつ円滑な実施につき特段の御配慮をお願いする。

記

第 1 防災重点農業用ため池指定の考え方

1 令第 1 号に基づく指定

農業用ため池の決壊により浸水が想定される区域（当該農業用ため池の堤体天端の標高から判断して、決壊時の流水が及ぶと想定される範囲。以下「浸水区域」という。）のうち当該農業用ため池からの水平距離が 100m 未満の区域に住宅等（住宅又は学校、病院その他の公共の用に供する施設をいう。以下同じ。）が存する場合、当該農業用ため池を防災重点農業用ため池に指定することができる。

ただし、ため池防災支援システム等を用いた氾濫解析を基に当該農業用ため池に係る浸水想定区域図を作成し、影響範囲（決壊に伴う流水により歩行が

不可能となる範囲（水深 0.5m 以上かつ流速 1.0m/s 以上又は水深 1.0m 以上かつ流速 0.5m/s 以上）をいう。以下同じ。）に住宅等が存しないことを確認することにより、当該浸水によりその居住者又は利用者の避難が困難となるおそれがないことが明らかとなった場合は、当該農業用ため池を防災重点農業用ため池に指定しないこと又は防災重点農業用ため池の指定を解除することができる（以下 2 及び 3 に同じ。）。

2 令第 2 号に基づく指定

貯水する容量が 1,000 m³以上であり、かつ、浸水区域のうち当該農業用ため池からの水平距離が 500m 未満の区域に住宅等が存する場合、当該農業用ため池を防災重点農業用ため池に指定することができる。

3 令第 3 号に基づく指定

貯水する容量が 5,000 m³以上であり、かつ、浸水区域に住宅等が存する場合、当該農業用ため池を防災重点農業用ため池に指定することができる。

4 令第 4 号に基づく指定

地形状況、ため池上流域の土砂崩壊の危険性（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項に基づく土砂災害警戒区域や地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項に基づく地すべり防止区域の設定の状況）、下流の住宅等の状況等から指定の必要性が特に高いと認められるものについても、防災重点農業用ため池として指定することができる。

また、令第 1 号から 3 号までの要件に該当しない場合であっても、当該要件の境界付近に住宅等が存在し、被害を及ぼすおそれがあるものについては、個別の農業用ため池ごとに浸水想定区域図を作成し、影響範囲に住宅等があることを確認することにより、防災重点農業用ため池として指定することができる。

5 指定に当たっての留意事項

重ね池の場合は、上流の農業用ため池の貯水量を下流の農業用ため池に合算して指定の判断を行い、防災重点農業用ため池に指定する場合は、上流の農業用ため池も含めて指定する。

農業用ため池のうち貯水していないもの、又は低水位管理を行うものであっても、指定要件に該当するものは防災重点農業用ため池に指定する。

周辺事情の変化により、指定要件に該当することが確認された農業用ため池については、防災重点農業用ため池に指定する。

第 2 防災重点農業用ため池の指定及び特定農業用ため池の指定

令各号に規定する防災重点農業用ため池の指定要件と農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行令（令和元年政令第 22 号）第 1 条各号に規定する特定農業用ため池の指定要件は同じものである。

このため、国又は地方公共団体が所有するものを除く農業用ため池について、防災重点農業用ため池の指定を行うに当たっては、あらかじめ又は同時に農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成 31 年法律第 17 号）第 7 条第 1 項に規定する特定農業用ため池に指定する。

第 3 法定外公共物である農業用ため池の取扱い

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号）に基づき、法定外公共物のうち里道・水路（ため池、湖沼を含む。）として現に公共の用に供しているものについては、市町村に譲与し、機能管理、財産管理ともに自治事務とすることとされ、登記の嘱託については、譲与後に所有者たる市町村がその必要性を認めた時点で手続を行うこととされている。

このため、市町村は、登記簿上国所有のままとなっている法定外公共物である農業用ため池について、防災重点農業用ため池の指定と併せ、所有権移転登記を遅滞なく行う。ただし、無地番に伴う表示登記のため、地積測量図等を作成する必要があるなど、防災重点農業用ため池の指定と併せて行うことが困難な理由がある場合は、所要の対応を了した後に行う。

なお、登録免許税法（昭和 42 年法律第 35 号）第 4 条に基づき、地方公共団体が自己のために受ける登記については、登録免許税は課されない。

第 4 防災重点農業用ため池の指定解除

防災重点農業用ため池は、決壊による水害その他の災害により周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるものとして指定されるものである。

このため、都道府県は、防災重点農業用ため池について、浸水区域に住宅等が存しなくなる若しくは貯水容量が縮小するなど、防災重点農業用ため池の指定要件に該当しなくなった場合又は廃止工事を行った場合には、当該農業用ため池について、法第 4 条第 3 項に基づく防災重点農業用ため池の指定解除を行う。

なお、防災重点農業用ため池については、防災工事を行い一定の安定性を確保することとしているが、異常気象等により不測の事態が生じるおそれもあることから、防災工事を行ったことをもって、防災重点農業用ため池の指定解除を行うことはしないものとする。

(地方債についての配慮) 第八条 地方公共団体が推進計画に基づいて実施する事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。		
附 則 (施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 (この法律の失効) 2 この法律は、令和十三年三月三十一日限り、その効力を失う。 (検討) 3 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進の在り方については、この法律の施行後五年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。	附 則 この政令は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。	附 則 この省令は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和二年法律第五十六号）の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。

五 防災工事等の実施に当たつての市町村との役割分担及び連携に関する事項 六 前各号に掲げるもののほか、防災工事等の推進に關し必要な事項 3 都道府県知事は、推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村長に協議しなければならない。 4 都道府県知事は、推進計画を定めたときは、これを公表するよう努めるとともに、農林水産大臣に提出しなければならない。 5 前二項の規定は、推進計画の変更について準用する。	(都道府県の援助) 第六条 都道府県は、推進計画に基づく防災工事等を実施する者に対し、当該防災工事等の確実かつ効果的な実施に關し必要な技術的な指導、助言その他の援助に努めるものとする。 2 都道府県は、前項の援助に關し必要があると認めるときは、土地改良事業団体連合会に対し、必要な協力を求めることができる。	(財政上の措置) 第七条 国は、推進計画に基づく事業及び前条第一項の援助の実施に要する費用について、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(推進計画) 第五条 都道府県知事は、防災重点農業用ため池を指定したときは、基本指針に基づき、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図るため、防災工事等推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。 2 推進計画においては、防災重点農業用ため池に係る防災工事等に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 防災工事等の推進に関する基本的な方針 二 劣化状況評価の実施に関する事項 三 地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項 四 防災工事の実施に関する事項	
	二 貯水する容量が千立方メートル以上であり、かつ、浸水区域のうち当該農業用ため池からの水平距離が五百メートル未満の区域に住宅等が存すること。 三 貯水する容量が五千立方メートル以上であり、かつ、浸水区域に住宅等が存すること。 四 前三号に掲げるもののほか、当該農業用ため池の周辺の区域の自然的条件、社会的条件その他の状況からみて、その決壊による水害その他の災害を防止する必要性が特に高いと認められるものとして農林水産省令で定める要件に該当するものであること。
	防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法施行令第四号の農林水産省令で定める要件は、同令第一号から第三号までに掲げる要件に該当する農業用ため池に準ずるものであること、当該農業用ため池の管理を行う者を確認することができないことその他の状況からみて、当該農業用ため池が決壊した場合にはその周辺の区域の住宅等の居住者又は利用者に被害を及ぼすおそれが大い認められることとする。

ハ 防災工事の実施に関する基本的な事項 ニ 防災工事等の実施に当たつての都道府県及び市町村の役割分担及び連携に関する基本的な事項 四 前三号に掲げるもののほか、防災工事等の推進に關し必要な事項 3 農林水産大臣は、基本指針を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならぬ。 4 農林水産大臣は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 5 前二項の規定は、基本指針の変更について準用する。		
(防災重点農業用ため池の指定等) 第四条 都道府県知事は、基本指針に基づき、農業用ため池であつてその決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものを、防災重点農業用ため池として指定することができる。 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴くものとする。 3 前項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。	防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法第四条第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。 一 当該農業用ため池の決壊により浸水が想定される区域（次号及び第三号において「浸水区域」という。）のうち当該農業用ため池からの水平距離が百メートル未満の区域に住宅等（住宅又は学校、病院その他の公共の用に供する施設をいい、当該浸水によりその居住者又は利用者の避難が困難となるおそれがないものを除く。次号及び第三号において同じ。）が存すること。	

4 この法律において「劣化状況評価」とは、防災工事の必要性についての判断に資するために行う劣化による農業用ため池の決壊の危険性の評価をいう。 5 この法律において「地震・豪雨耐性評価」とは、防災工事の必要性についての判断に資するために行う地震又は豪雨による農業用ため池の決壊の危険性の評価をいう。 6 この法律において「防災工事等」とは、防災工事並びに劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価をいう。 (基本指針) 第三条 農林水産大臣は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図るため、防災工事等基本指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。 2 基本指針においては、防災重点農業用ため池に係る防災工事等に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 防災工事等の推進に関する基本的な事項 二 防災重点農業用ため池の指定について指針となるべき事項 三 第五条第一項に規定する防災工事等推進計画の策定について指針となるべき次に掲げる事項 イ 劣化状況評価の実施に関する基本的な事項 ロ 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき防災重点農業用ため池の基準その他地震・豪雨耐性評価の実施に関する基本的な事項	

〈防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法三段表〉

○防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法 (令和二年法律第五十六号)	○防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法施行令 (令和二年政令第二百七十七号)	○防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法施行規則 (令和二年農林水産省令第六十一号)
(目的) 第一条 この法律は、防災重点農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護するため、防災工事等基本指針の策定、防災重点農業用ため池の指定、防災工事等推進計画の策定及びこれに基づく事業等に係る国の財政上の措置等について定めることにより、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図ることを目的とする。		
(定義) 第二条 この法律において「農業用ため池」とは、農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）第二条第一項に規定する農業用ため池をいう。 2 この法律において「防災重点農業用ため池」とは、第四条第一項の規定により指定された農業用ため池をいう。 3 この法律において「防災工事」とは、農業用ため池の決壊を防止するために施行する工事（農業用ため池を廃止するために施行する工事を含む。）をいう。		

